

周南市コミュニティバスの運行に関する条例制定について

周南市コミュニティバスの運行に関する条例を次のように定める。

平成29年9月5日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市コミュニティバスの運行に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、市民の交通手段を確保し、住民福祉の増進を図るため、周南市コミュニティバス（以下「コミュニティバス」という。）の運行に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この条例において、「コミュニティバス」とは、市が道路運送法（昭和26年法律第183号）第79条の規定に基づき、国土交通大臣の登録を受けて行う自家用有償旅客運送として運行するバスをいう。

(運行路線等)

第3条 コミュニティバスの運行路線は、八代高水線とする。

2 コミュニティバスの運行区間及び運行日は、規則で定める。

(運行の制限等)

第4条 市長は、天災その他やむを得ない理由によりコミュニティバスの運行に支障があると認めるときは、運行を制限し、又は中止することができる。

2 市長は、前項の規定による運行の制限等をした場合において、コミュニティバスを利用する者（以下「利用者」という。）が被った損害については、賠償の責めを負わないものとする。

(使用料)

第5条 利用者は、別表第1に規定する使用料を納付しなければならない。

- 2 市長は、別表第2に規定する定期乗車券及び回数乗車券を発行することができる。
- 3 利用者は、前項に定める定期乗車券又は回数乗車券の発行の際に、使用料を納付しなければならない。

(使用料の還付)

第6条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料の減額又は免除)

第7条 市長は、特別の理由があると認めるときは、第5条の使用料を減額し、又は免除することができる。ただし、回数乗車券による使用料を除く。

(乗車の制限)

第8条 市長は、コミュニティバスの運行に支障を来すおそれのある者については、コミュニティバスの利用を拒み、又は下車させることができる。

(損害賠償の義務)

第9条 利用者は、故意又は過失により、コミュニティバスの車両又はその附帯設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成29年10月1日から施行する。

別表第1 (第5条関係)

区分	使用料 (1乗車につき)	
	地区内	地区外
八代高水線	100円 (50円)	300円 (150円)

備考

- 1 地区内とは、八代地区内又は高水地区 (周南市ゆめプラザ熊毛を含む。) 内の利用をいう。

2 地区外とは、八代地区と高水地区（周南市ゆめプラザ熊毛を含む。）間の利用をいう。

3 1歳未満の者は、無料とする。

4 1歳以上小学生以下の者は、この表の括弧内の額とする。

別表第2（第5条関係）

種類		使用料
定期乗車券	1か月	別表第1に規定する使用料の額 ×60回×0.5
回数乗車券	100円券（11枚つづり）	1,000円
	300円券（11枚つづり）	3,000円